

平成26年1月23日
農 林 水 産 省

日本からトルコへ植物及び植物由来の食品等を輸出する際の 証明書について

トルコへ植物及び植物由来の食品等を輸出する際には、輸出国政府が発行する、当該食品等が人体に影響を与えない旨の証明書の添付が輸入条件として義務づけられていますが、平成25年12月24日、トルコ食料・農業・畜産省より、厚生労働省 地方厚生局の発行する自由販売証明書*1をもって当該証明書とする手続きが完了した旨、通知がありました。

トルコが示している証明書が要求される品目は別添のとおりとなりますが、厚生労働省が自由販売証明書の発行対象としている品目は「食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に規定される食品のうち、日本国内で製造・加工され小売店等で販売されている形態の食品」とされていますので、未加工（生鮮）の野菜・果物等は対象とならないことに御留意ください。*2

*1：詳細は厚生労働省ホームページの「自由販売証明書の発行について」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yusyutu/jiyuu_hanbai/)を御参照するとともに、自由販売証明書の対象となるか否かの不明なものについて発行を希望される場合には、あらかじめ十分な時間的余裕を持って最寄りの厚生労働省 地方厚生局までお問い合わせください。また、野菜・果物の加工品については、植物検疫が必要となる場合がありますので、最寄りの植物防疫所までお問い合わせください。

*2：日本からトルコに輸出される食品は、全ロットが放射性物質検査の対象とされ、検査結果が分かるまで通関にホールドされるため、未加工（生鮮）の野菜・果物等は事実上輸出できない状況であり、現在、緩和・撤廃に向けて交渉中です。

お問合せ先
食料産業局 輸出促進グループ
担当者：稲垣、岡田
代表：03-3502-8111(内線4310)
ダイヤルイン：03-3501-4079
FAX：03-6738-6475

食料及び飼料に使用される植物性製品及び食料と接する製品及び器具

HSコード	品目
07	食用の野菜、根及び塊茎（播種用の種を除く。）
08	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（播種用の種を除く。）
09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料（播種用の種を除く。）
10	穀物（播種用の種を除く。）
11 ^(a)	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉イヌリン及び麦グルテン（播種用の種を除く。）
12 ^(a)	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物（播種用の種を除く。） （第 1213.00.00.00.00 項 及び第 12.14 項の「穀物のわら及び殻」を除く。） （第 1214.10.00.00.00 項の「アルファルファのミール及びペレット」及び第 1209.99.10.00.00 項の「林木の種」を含む。）
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
1404.90.00.99.11	シャボンソウ（ナデシコ科）
1404.90.00.99.19	その他
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.09	オリーブ油落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
1510.00	オリーブのみから得たそのその他の油及びその分別物（第 15.09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.13	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

HSコード	品目
15.15	その他の植物性油及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
1516.20	植物性油脂及びその分別物
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂著しくは植物性油又はこの類の異なる油脂の分別物の食用の混合物及び調製品 （第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く）
1518.00	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の食用に適しない混合物及び調製品（他の項に該当するものを除く。） （獣医の検査を必要としているものを除く。）
1521.10	植物性ろう
17 ^(a)	糖類及び砂糖菓子（第1702.11項を除く）
18 ^(a)	ココア及びその調製品
19 ^(a)	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品（獣医の検査を必要としているものを除く。）
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品（獣医の検査を必要としているものを除く。）
21 ^(a)	各種の調製食料品（獣医の検査を必要としているものを除く。）
22 ^(a)	飲料、アルコール及び食酢（第22.01項を除く。）
23.02	ふすま、めかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）
23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）
2304.00.00.00.00	大豆油かすその他これに類する固形廃棄物（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
2305.00.00.00.00	落花生油かすその他これに類する固形廃棄物（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）
2308.00	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

HSコード	品目
23.09	飼料用に供する種類の調製品（獣医の検査を必要としているものを除く。）
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水
2503.00	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
2506.20.00.00.11	粗のもの及び粗削りしたもの
2506.20.00.00.19	その他のもの
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カリアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第 68.06 項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
2525.10.00.00.00	粗の雲母及びシート状又は片状にした雲母
2525.20.00.00.00	雲母の粉
2528.00.00.00.00	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の H_3BO_3 率が 85% 以下のもの
2530.90.00.90.39	その他のもの
2707.10.00.00.00	ベンゾール（ベンゼン）（エネルギー源や燃料として使用されるものを除く。）
2707.50.00.00.11	ソルベント（溶剤）ナフタ
2707.50.00.00.19	その他のもの
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）（バイオディーゼルを含有するものを含む、廃油を除く。） （第 2710.91.00.00.00 項 “ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの” 及び第 2710.99.00.00.00 項 “その他のもの” を除く）
28.01	ふつ素、塩素、臭素及びよう素
28.09	五酸化ニリン、りん酸及びポリりん酸（化学的に単一であるかないかを問わない。）
28.11 ^(b)	その他の無機酸及び無機非金属酸化物
28.15	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物
2816.10.00.00.00	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物
2817.00.00.10.00	酸化亜鉛
28.20	マンガンの酸化物
2821.10	鉄の酸化物及び水酸化物

^(b) 化学兵器禁止条約(CWC)の別紙に書いてある化学物質の輸入に関する通知（輸入:2013/17）の範囲にある製品の輸入の際、他の関連規制が存在する場合、同通知により作成された許可書を税関に提出する。

HSコード	品目
2822. 00	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品
2823. 00. 00. 00. 00	チタンの酸化物
28. 27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物
28. 28	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩
2829. 90. 80. 30. 11	その他のよう素酸塩
28. 32	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩
28. 33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）
28. 34	亜硝酸塩及び硝酸塩
28. 35	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）（獣医の検査を必要としているものを除く）
28. 36	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの
28. 39	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品
2841. 70. 00. 10. 00	アルミン酸塩
2841. 70. 00. 90. 11	ナトリウム酸塩
2842. 10. 00. 00. 00	けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）
2842. 90. 10. 00. 11	亜セレン酸の塩、福塩及び錯塩
2847. 00	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）
29. 01	非環式炭化水素
29. 02 ^(a)	環式炭化水素 第 2902. 30. 00. 00. 00 項の「トルエン」を除く）
2904. 90. 95. 00. 34	キントゼン（炭化水素のスルホン化誘導体）
2904. 90. 95. 00. 35	テクナゼン（炭化水素のスルホン化誘導体）
2904. 90. 95. 00. 39	その他のもの（炭化水素のスルホン化誘導体）
29. 05 ^(a) 及び ^(b)	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（第 2905. 51. 00. 00. 00 項の「エトクロルビノール（INN）」を除く。）
29. 06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2907. 19. 90. 90. 19	その他のもの
29. 09 ^(a)	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（第 2909. 11. 00. 00. 00 項の「ジエチルエーテル（エーテル）」を除く）

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

^(b) 化学兵器禁止条約 (CWC) の別紙に書いてある化学物質の輸入に関する通知（輸入: 2013/17）の範囲にある製品の輸入の際、他の関連規制が存在する場合、同通知により作成された許可書を税関に提出する。

HSコード	品目
29.12	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド
29.14 ^(a)	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （第2914.11.00.00.00項の「アセトン」（プロパノン）、 第2914.12.00.00.00項の「ブタノン」（メチルエチルケトン）、 第2914.13.00.00.00項の「4-メチルペンタン-2-オン（メチルイソブチルケトン）」、 第2914.39.00.00.15項の「1-フェニル-2-プロパノン」、 第2914.39.00.00.16項の「メチリンジオキシ-フェニル-2-プロパノン」を除く）
29.15 ^(a)	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.16 ^(a)	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （第2916.34.00.00.00項の「フェニル酢酸及びその塩」を除く。）
29.18 ^(b)	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （第2918.99.90.00.14項の「ミソプロストール」を除く。）
2921.19.99.00.49 ^(b)	その他のもの（アミン官能化合物）
2921.19.99.00.59	その他の非環式モノアミン
2922.41	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
2922.42	グルタミン酸及びその塩
2922.49	その他のもの
2922.50 ^(a)	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物 （第2922.50.00.90.14項の「フルオキセチン（INN）」、 第2922.50.00.90.15項の「トラマドール塩酸塩」を除く。）
2923.10.00.00.00	コリン及びその塩
2923.20	レシチンその他のホスホアミノリピド
2923.90.00.10.12	ベタイン

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

^(b) 化学兵器禁止条約(CWC)の別紙に書いてある化学物質の輸入に関する通知（輸入:2013/17）の範囲にある製品の輸入の際、他の関連規制が存在する場合、同通知により作成された許可書を税関に提出する。

HSコード	品目
2923. 90. 00. 10. 13	ベタイン塩酸塩
2923. 90. 00. 10. 19	ベタインの他の塩
2923. 90. 00. 90. 19	その他のもの（L-カルニチンのみ）
2924. 19. 00. 00. 17 ^(a)	グルタミン
2924. 29. 98. 00. 32	アスパルテーム（アスパルチルフェニルアラニンメチルエステル）
2924. 29. 98. 00. 33	プロファム
2924. 29. 98. 00. 49	その他のもの
29. 25 ^(a)	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（第2925. 12. 00. 00. 00 項の「グルテチミド（INN）」を除く。）
2929. 90. 00. 00. 13	サイクラミン酸ナトリウム
2929. 90. 00. 00. 14	シクラミン酸カルシウム
2930. 40. 10. 00. 00	メチオニン（INN）
2930. 40. 90. 00. 00	その他のもの
2930. 90. 13. 00. 00	システイン及びシスチン（シスチンのみ）
2930. 90. 99. 90. 43	ジメチルスルホキシド及びスルホン
2930. 90. 99. 90. 68	その他のもの
2931. 90. 90. 10. 00	有機ヒ素
29. 32 ^(a)	複素環式化合物 Sadece oksijenli heterosiklik bileşikler (第2932. 91. 00. 00. 00 項の「イソサフロール」, 第2932. 93. 00. 00. 00 項の「ピペロナル」, 第2932. 94. 00. 00. 00 項の「サフロール」を除く。)
2933. 29. 90. 00. 19	その他のもの
2933. 39. 99. 00. 28	その他のもの
2933. 49. 90. 00. 29	その他のもの（窒素複素環化合物のみ）
2933. 59. 95. 00. 38	その他のもの
29. 34 ^(a)	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 (第2934. 91. 00. 00. 11 項の「アミノレクス（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 12 項の「プロチゾラム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 13 項の「クロチアゼパム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 14 項の「クロキサゾラム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 16 項の「ハロキサゾラム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 17 項の「ケタゾラム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 18 項の「メソカルブ（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 21 項の「オキサゾラム（INN）」, 第2934. 91. 00. 00. 22 項の「ペモリン（INN）」を除く。)
29. 36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導體で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）
2938. 90. 90. 90. 15	ステビオール配糖体
2939. 30	カフェイン及びその塩

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

HSコード	品目
2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）
29.41	抗生物質
3002.90.50.10.19 ^(a)	その他のもの
3002.90.50.90.00	その他培養微生物
3002.90.90.00.11 ^(b)	サキシトキシン
3002.90.90.00.12 ^(b)	リシン
3002.90.90.00.19 ^(a)	その他のもの
3102.10.10.00.00	乾燥無水の状態で 45%以上の尿素を含むもの
3102.21.00.00.00	硫酸アンモニウム
3102.50.10.90.00	その他のもの
31.04	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
31.05	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二又は三を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したもの
3203.00	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注 3 の調製品で植物性又は動物性の着色料をもとしたもの
32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
3205.00	レーキ顔料及びこの類の注 3 の調製品でレーキ顔料をもとしたもの
32.06	その他の着色料、この類の注 3 の調製品（第 32.03、32.04 又は 32.05 項のものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
33.01 ^(a)	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスデイスチレート及びアキュアスソリューション

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

^(b) 化学兵器禁止条約(CWC)の別紙に書いてある化学物質の輸入に関する通知（輸入:2013/17）の範囲にある製品の輸入の際、他の関連規制が存在する場合、同通知により作成された許可書を税関に提出する。

HSコード	品目
33.02	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）
3402.90.10.00.12	せっけんを除く。
34.04	人造ろう及び調製ろう
3504.00.90.00.19	その他のもの
35.05 ^(a)	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
35.06	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）
3507.90.90.00.19	その他のもの
3802.10.00.00.00	活性炭
3802.90.00.90.12	活性化した土及び粘土（漂白された土及び酸活性化した粘土を除く。）
3802.90.00.90.13	漂白された土－酸活性化した粘土
3808.92.90.00.19	その他のもの
3808.94.90.00.19	その他のもの（ナイシン及び水酸「飼料の目的のみ」）
3808.99.90.00.11	ブロモクロルメタン又はジブロモメタン（臭化メチル）を含むもの
3808.99.90.00.19 ^(a)	その他のもの（産業用飼料のみ）
38.12	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
38.15	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）
3821.00.00.00.00 ^(a)	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）
3822.00	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質
38.23	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール

HSコード	品目
38. 24 ^(b)	<p>鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（第 3824. 71. 00. 00. 11 項の「R-502 [R-115（クロロペンタフルオロエタン）、R-22（クロロトリフルオロメタン）] の混合物」、</p> <p>第 3824. 90. 97. 90. 25 項の「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化照リフェニル、ポリ臭化ビフェニル」を除く。）</p>
39. 01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）
39. 02	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）
39. 03	スチレンの重合体（一次製品に限る。）
39. 04	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）
39. 05	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）
39. 06	アクリル重合体（一次製品に限る。）
39. 07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
39. 08	ポリアミド（一次製品に限る。）
39. 09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）
3910. 00	シリコーン（一次製品に限る。）
39. 11	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
39. 12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
39. 13	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
3914. 00. 00. 00. 00	第 39. 01 項から第 39. 13 項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）
39. 16	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
39. 17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
39. 19	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）

^(b) 化学兵器禁止条約(CWC)の別紙に書いてある化学物質の輸入に関する通知（輸入:2013/17）の範囲にある製品の輸入の際、他の関連規制が存在する場合、同通知により作成された許可書を税関に提出する。

HSコード	品目
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）
39.21	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
39.23	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
39.24 ^(a)	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（ほ乳びんを除く。）
3925.10.00.00.00	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）
3926.90.97.90.18 ^(a)	その他のもの（おしゃぶり及びほ乳瓶のちくびを除く。）
40.02	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
4009.11.00.00.00	継手なしのもの
4009.21	継手なしのもの
4010.11.00.00.00	金属のみにより補強したもの
4010.12.00.00.00	紡織用繊維のみにより補強したもの
4010.19.00.00.00	その他のもの
4017.00.00.99.11	衛生、手術、医療の製品
4017.00.00.99.19	その他のもの
4419.00	木製の食卓用品及び台所用品
4421.90.98.90.00	その他のもの（木製のアイスクャンディーの棒）
45.03	天然コルクの製品
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品（第4801.00項の「新聞の紙」（ロール又はシート形状のもの）をのぞく。）
5903.90.99.90.00	その他のもの
5910.00.00.00.00	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）
5911.10.00.00.00	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）
5911.90.90.00.19	その他のもの
6909.90	その他のもの
6911.10	食卓用品及び台所用品
6912.00	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）

^(a) 保健省の検査範囲の製品の輸入において、他の関連規制条項が存在する。

HSコード	品目
70.10	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品
70.13	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）
7205.29.00.00.13	鉄又は鉄鋼の粉
7310.21.11.00.00	食缶
7310.21.19.00.00	飲料用の缶
7323.92.00.00.00	鑄鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）
7323.93.00.00.00	ステンレス鋼製のもの
7323.94.00.00.00	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）
7323.99.00.00.00	その他のもの
7615.10	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品（家事用品及びその部分品のみ。）
8211.91.00.00.00	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）
8215.20.10.00.00	ステンレス鋼製のもの
83.09	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品
9602.00.00.10.00	ゼラチンカプセル
96.17	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）